

# 広島市筒瀬運動広場指定管理者候補者の選定要綱

## 1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地  
広島市筒瀬運動広場 広島市安佐北区安佐町大字筒瀬字岡田10823番地の4
- (2) 設置目的  
スポーツの普及及び振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

## 2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）  
公益財団法人広島市スポーツ協会
- (2) 非公募とする理由  
本市のスポーツ施設は、複数の施設を一体的・総合的に管理することにより、施設相互の連携が図られ、効率的な運営が期待できることから、区単位で公募により指定管理者を選定している。筒瀬運動広場のある安佐北区のスポーツ施設（安佐北区スポーツセンター等）に関しては、公益財団法人広島市スポーツ協会が、令和2年度から同6年度までの5年間、指定管理を行うことが決定している。  
このため、安佐北区スポーツ施設の次回の指定管理者選定時に、筒瀬運動広場を加えた形で一体的に公募できるよう、現在の指定管理者である公益財団法人広島市スポーツ協会を非公募により指定管理者候補とする。
- (3) 指定期間  
令和4年4月1日～令和7年3月31日  
安佐北区スポーツ施設の指定期間が満了となる令和6年度までの3年間とする。
- (4) 管理の基準
  - ア 休場日
    - (ア) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日を除く。）
    - (イ) 8月6日
    - (ウ) 12月29日から翌年1月3日まで
  - イ 開場時間  
5月から8月まで 午前9時から午後7時まで  
3月、4月、9月及び10月 午前9時から午後6時まで  
1月、2月、11月及び12月 午前9時から午後5時まで
  - ウ 特記事項  
申請者から休場日や開場時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等
  - ア 運動広場の使用の許可に関すること。（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）
  - イ 運動広場の特別設備の設置の許可に関すること。
  - ウ 運動広場への入場の制限に関すること。
  - エ 運動広場及びその附属物の維持管理に関すること。
  - オ その他市長が定める業務
  - カ 特記事項
    - (ア) 利用料金制を導入する。
    - (イ) 避難場所として使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
- (6) 配置人員
  - ア 1人を標準とする。
  - イ 防火管理者等の配置  
配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。
- (7) 指定管理料の上限額（3年間分）  
1,502万2千円  
なお、指定管理期間中に消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。
- (8) 指定管理料の支払方法
  - ア 指定管理料は、原則、前金払とする。  
なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。
  - イ 支払は、毎月払とする。
- (9) 評価基準等
  - ア 欠格事項  
申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。
    - (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
    - (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

